

専門家の派遣実施要領

第1 目的

この要領は、鳥取県農業経営者サポート協議会（以下「協議会」という。）が、鳥取県補助事業である「農業者経営サポート事業」に係る支援チームによる農業者等への専門家の派遣を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 内容

協議会は、経営意欲のある農業者、法人経営体及び集落営農組織が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、農業経営の安定化・向上、法人化、経営継承及び6次産業化等多様な経営課題に対して支援できる体制を整備し、持続的な農業経営の展開と地域農業の維持発展を図るため、農業経営者サポート事業により、経営相談・診断、専門家の派遣・巡回指導等の支援活動を実施する。

支援チームの一員である専門家は、専門分野の支援活動として下記の支援活動を行う。

(1) 経営状況の診断

- ア 農業改良普及所または農業協同組合等から、応募リスト（様式1号）により重点指導農業者の候補として提示された農業者等経営体の経営状況の診断
- イ 第3に掲げる支援対象者に示される農業者等経営体で、経営相談申込書（様式3号）により経営相談を申し込んだ農業者等経営体の経営状況の診断

(2) 相談者カード作成の協力

- ア (1)により、重点指導農業者候補の経営診断等を行った専門家は、経営相談所が作成する相談者カード（様式4号）の作成に協力する。

(3) 重点指導農業者への支援

- ア 農業経営相談所における経営戦略検討会議で、重点指導農業者と決定された農業者等経営体への経営課題に対して、支援チームの一員として専門分野の支援活動を行う。

(4) 相談カルテ作成の協力

- ア 支援チームは支援活動実施後、基本データ、支援活動の実施状況、経営改善状況等を別紙様式例第1号により、重点指導農業者の相談カルテを作成することとしており、その作成に対して協力する。
- イ 相談カルテは支援活動内容を記入の都度、農業経営相談所へ提出し、重点指導農業者の情報を農業経営相談所と共有する。

第3 支援対象者

- (1) 農業改良普及所及び農業協同組合等から提示された重点指導農業者又はその候補者で下記に該当する者
 - ア 認定新規就農者
 - イ 認定農業者
 - ウ 人・農地プランの中心的経営体に位置づけられた者
 - エ 集落営農組織
 - オ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第17

条の規定による募集に応募した者
カ 協議会の会長が特別に支援を決定した者

(2) 経営相談申込書で経営相談を申請し、重点指導農業者又はその候補者で下記に該当する者

ア 認定新規就農者

イ 認定農業者

ウ 人・農地プランの中心的経営体に位置づけられた者

エ 集落営農組織

オ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第17条の規定による募集に応募した者

カ 協議会の会長が特別に支援を決定した者

第4 専門家派遣の手順等

(1) 農業経営相談所は経営戦略検討会議において、重点指導農業者の経営課題の解決に対処するため、専門家を含む支援チームを編成、コーディネーターを指名する。

(2) 重点指導農業者に決定された農業者等経営体の経営課題を解決するため、必要な分野の専門家を選任する。

(2) 農業経営相談所は、支援チームのコーディネーターに担当する重点指導農業者、経営戦略、チーム構成員等を連絡する。チームのコーディネーターは支援チームによる重点指導農業者への支援活動（専門家の派遣日時等）の日程調整等を行う。

(3) 重点指導農業者への派遣による支援活動を行った専門家は、コーディネーターが作成する相談カルテの作成に協力する。

(4) 農業経営相談所は、経営戦略検討会議において提出された相談カルテを検討し、経営課題解決の進捗状況、新しい課題への対応等を検討する。

第5 実績報告

支援チームによる専門家派遣の支援活動が終了した際には、専門家は活動の翌日から20日以内に協議会へ専門家支援活動報告書兼支払請求書（別紙様式第1号）を提出する。

第6 派遣に係る経費

専門家の派遣に伴う経費は、第5の規定による専門家支援活動報告書兼支払請求書が提出された後、専門家からの請求額に基づき、協議会が支払う。

第7 関係機関との連携

本事業を効率的かつ効果的に実施するため、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、一般社団法人鳥取県農業会議、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、県農業改良普及所、農業団体等の関係機関、県内金融機関は支援対象者への支援活動に連携して取り組むものとする。

附則

この要領は平成30年9月27日から施行し、平成30年度事業に適用する。

附則

この要領は令和元年5月21日から施行し、平成31年度事業から適用する。